

Y's

10分前後で大体解るシリーズ ⑥

# 遺産の分割

行政書士  
ファイナンシャルプランナー 森 瀬 泰 豊

Copyright Y's Office

Y's

## 遺産の分割

- 最優先 **指定分割** 遺言があればその遺言にしたがって分割する。
- ↓
- 2番目 **協議分割** 遺言書に記載のない財産があるか、遺言書がない場合は民法で定める相続人全員が協議し、全員の参加と同意のもと分割する。
- ↓
- 3番目 **調停・審判** 協議が整わなければ、家庭裁判所の調停を行い、不調の場合は審判を経て分割する。

Copyright Y's Office

# 自筆証書遺言のサンプル

## 遺言書

遺言者 甲野乙太郎 は次の通り遺言する。

1. 妻 甲野花子 に次の財産を相続させる。

東京都世田谷区〇〇〇五丁目〇番 宅地 120.38㎡

2. 長男 甲野丙次 に次の財産を相続させる。


A B C株式会社の株式 3,000株 管理会社 〇〇証券株式会社

3. 本遺言の執行者に次の者を指定する。

東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

行政書士 山川 丁一(昭和〇年〇月〇日生)

平成〇〇年 〇月 〇日

東京都世田谷区〇〇〇五丁目〇番〇号 甲野 乙太郎 

昭和〇〇年〇月〇〇日生

Copyright Y's Office

# 遺産分割協議書のサンプル

## 遺産分割協議書

(被相続人の表示)

被相続人氏名 甲野乙太郎

生年月日 昭和〇〇年〇月〇〇日

本籍 東京都世田谷区〇〇町〇丁目〇番

最後の住所 東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

死亡年月日 平成〇〇年〇月〇〇日

(相続人等の表示)

1. 相続人 甲野花子

続柄 妻

本籍 東京都世田谷区〇〇町〇丁目〇番

住所 東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

生年月日 昭和〇〇年〇月〇〇日

2. 相続人 甲野丙次

続柄 長男

本籍 東京都世田谷区〇〇町〇丁目〇番

住所 東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

生年月日 昭和〇〇年〇月〇〇日

相続人全員は、被相続人 甲野乙太郎 の相続につき、協議の上、次のとおり遺産を分割すること合意し、本書を作成し、保存することにした。

1. 相続人 甲野花子 が相続する財産

(1) A B C株式会社の株式 〇千株

(本店 横浜市〇区〇町〇番地〇)

(2) N I T 電話加入権 〇3-〇〇〇〇-〇〇〇〇

2. 相続人 甲野丙次 が相続する財産

(1) 所在 東京都世田谷区〇〇〇五丁目

地番 〇番

地目 宅地


地積 120.38㎡

(2) A B C株式会社の株式 〇千株


(本店 横浜市〇区〇町〇番地〇)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所 東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

甲野花子 

住所 東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

甲野丙次 

Copyright Y's Office

## Y's 財産表示例

相続人全員は、被相続人 甲野乙太郎 の相続につき、協議の上、次のとおり遺産を分割すること合意し、本書を作成し、保存することにした。

### 1. 相続人 甲野花子 が相続する財産

- (1) ABC株式会社の株式 壹千株  
(本店 横浜市〇区〇町〇〇番地〇)
- (2) NTT電話加入権 03-0000-0000

### 2. 相続人 甲野丙次 が相続する財産

- (1) 所在 東京都世田谷区〇〇〇五丁目  
地番 〇番  
地目 宅地  
地積 120.38㎡
- (2) ABC株式会社の株式 貳千株  
(本店 横浜市〇区〇町〇〇番地〇)

相続人全員は、被相続人 甲野乙太郎 の相続につき、協議の上、次のとおり遺産を分割すること合意し、本書を作成し、保存することにした。

### 1. 相続人 甲野花子 が相続する財産

- (1) ABC株式会社の株式 壹千株  
(本店 横浜市〇区〇町〇〇番地〇)
- (2) 本分割協議書に記載のない財産の一切

### 2. 相続人 甲野丙次 が相続する財産

- (1) 所在 東京都世田谷区〇〇〇五丁目  
地番 〇番  
地目 宅地  
地積 120.38㎡
- (2) ABC株式会社の株式 貳千株  
(本店 横浜市〇区〇町〇〇番地〇)

Copyright Y's Office

## Y's 講師略歴

1961年 福井県大野市生まれ  
神奈川大学卒業

都内の司法事務所勤務 不動産相続・法人設立担当  
都内の金融機関に転職 法人融資担当  
不動産会社に転職 土地開発・資産運用業務担当  
都内にてコンサルティング業務開始  
相続・遺言相談・離婚相談  
資産運用（金融商品投資相談・不動産投資相談）

行政書士  
ファイナンシャルプランナー  
宅地建物取引主任者  
認定キャリアコンサルタント

LEC東京リーガルマインド専任講師  
全国商店街支援センターアドバイザー  
神奈川県 専門相談員  
相模原商工会議所 経営アドバイザー

<http://ysoffice.jp>  
[info@ysoffice.jp](mailto:info@ysoffice.jp)

Copyright Y's Office

Y's

## ご注意

当シリーズは相続や遺言の一般的な事例を基にしており、  
全ての相続や遺言が当てはまるようになるわけではありません。

また、法律関係も全てを説明しているものでもありません。

内容に関する一切の保証はいたしませんし内容にかかわる  
損害についても責任は負いかねます。

個別具体的な事例につきましては弁護士・行政書士等の  
専門家へ相談、確認をお願いいたします。